

## ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書

国民を震撼させた汚染米不正転用事件の根本原因は、要りもしないミニマムアクセス米（MA米）を義務と称して無理やり全量輸入し続けたことにある。MA米はWTO協定上、輸入機会を提供すべき数量にすぎず、全量輸入を義務づける条文がないことは、1999年11月の国会審議で政府が既に認めているとおりである。

2004年の国連人権委員会では、「各国政府に対し、食料に対する権利を尊重し、保護し、履行するよう勧告する。世界貿易システムのアンバランスと不公平に対し、緊急の対処が必要である。いまや「食糧主権」のビジョンが提起しているような、代替モデルを検討すべきときである。」とする勧告が日本を含む圧倒的多数の賛成で採択されている。

今年、WTO交渉が5度目の決裂をみたように、世界の流れは「農産物の輸入自由化」から「食糧主権の確立」へと大きくかじを切りつつある。

年間77万トンというMA米の数量は、北海道や新潟県の生産量を上回り、日本最大の「産地」になっている。4割に及ぶ生産調整をペナルティーまでかけて強要する政策をとりながら外米を輸入することは、世界の飢餓対策に背を向けることであり、到底許されることではない。

よって、国においては、下記の項目を実現するよう要望する。

### 記

- 1 ミニマムアクセス米の輸入を停止すること。
- 2 食料自給率を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月23日

深 谷 市 議 会

衆 議 院 議 長 様  
参 議 院 議 長 様  
内 閣 総 理 大 臣 様  
農 林 水 産 大 臣 様